

枚方市総合福祉センター指定候補者選定結果について

枚方市総合福祉センター指定候補者の選定について、枚方市総合福祉センター指定管理者選定委員会に諮り、慎重に調査・審議した結果、下記の通り指定候補者の選定を行いました。

今回選定を行った指定候補者については、指定候補者を指定管理者とする議案を市議会へ上程し、可決された場合、平成18年4月1日から3年間、当該施設の管理運営を行うこととなります。

記

1. 指定候補者となる団体

所在地 枚方市新町2丁目1番35号
団体名称 社会福祉法人枚方市社会福祉協議会
代表者の氏名 会長 高畑 敬一

2. 応募状況

(1)申請団体数 1団体
社会福祉法人枚方市社会福祉協議会

(2)募集期間 平成17年8月1日から平成17年8月19日

3. 選定委員会開催日

第1回 8月25日(木) 第2回 8月30日(火) 第3回 9月7日(水)

4. 選定の概況について

公募により指定管理者の募集を行い、申請団体が1団体であった場合においても、指定管理者の指定等については契約(請負)ではなく管理代行であることから、枚方市契約規則第34条第1項第(2)号(入札の中止等)の規定を適用せず、当該申請を委員7人(外部4人、市職員3人)で構成する枚方市総合福祉センター指定管理者選定委員会に諮り、審議を行いました。

申請団体については、申請者の資格として掲げた「申請時において、3年以上、本施設と同種の施設若しくは社会福祉施設の管理運営事業の実績を有していること、大阪府下に事務所を設置していること」等指定候補者としての条件を全て満たしており、提案内容についても事業計画書記載内容等で選定基準等の確認事項水準を満たしていることを確認しました。

評価については、「事業計画に関する内容審査」評価点及び「委託料の額」評価点をそれぞれ100点満点で行い、その後評価点を合算する総合評価方式で行うこととし、「事業計画に関する内容審査」評価点に5割、「委託料の額」評価点を5割の配点としました。

総合評価点の結果等を踏まえ、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会が指定候補者として選定されました。

5. 総合評価点

申請団体名称	事業計画に関する 内容審査(A)	委託料の額 (B)	総合評価点 (A)+(B)
社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	32.94 / 50	50 / 50	82.94 / 100

6. 参考(提案委託料の額)

237,924,000円(3年度合計額)

第1回 枚方市総合福祉センター指定管理者選定委員会 会議概要

開催日時	平成17年8月25日(木) 14時05分～16時35分
開催場所	ラポールひらかた3階 研修室1
出席者	枚方市総合福祉センター指定管理者選定委員会 委員6人 事務局:行政改革部 施設所管課:福祉総務課

【開会】

事務局は、全委員総数7人の2分の1を超える6人の委員が出席していることを確認し、出席委員に対して当委員会の設立趣旨及び設立の根拠となる条文等を説明した後、委員会の成立を報告した。

応募状況、基礎審査について

本施設所管課である福祉総務課より応募状況、基礎審査について報告を行った。

- ・申請書の請求団体数 4団体
- ・申請団体数 1団体
- ・受付時基礎審査による申請書不受理団体数 0団体

事務局は、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、公募により指定管理者を募集した際、申請団体が1団体であった場合においても、指定管理者の指定等については契約(請負)ではなく管理代行であることから、枚方市契約規則(昭和52年規則第13号)第34条第1項第(2)号(入札の中止等)の規定を適用せず、当該申請を選定委員会に諮り、審査を行う旨説明を行った。

【案件】

会長、副会長の選任について

委員6人による互選により、会長、副会長を選出した。

委員会の公開・一部非公開・非公開の決定について

会長は事務局に対し、「委員会の公開、一部非公開、非公開の決定」について説明を求め、事務局は本市における審議会等の会議に関する指針(平成11年7月2日通達第8号)及び枚方市情報公開条例(平成9年条例第67号)を、資料として示した後、

本委員会が市長の附属機関として位置づけられているものであること

本委員会を公開することによって公正・円滑な審議が著しく阻害される可能性があること

公開・非公開の決定は、事前に会長が会議に諮った後に決定すること

以上3点を説明し、委員会の会議については非公開とし、会議概要は原則的に公開するが、当該団体経営内容に関わる事業情報等については、枚方市情報公開条例に基づき非公開とする、「一部非公開」としたい旨を委員に諮り、全会一致で了承された。

指定管理者制度に関わる基本方針について

事務局は「指定管理者制度に係る基本方針」を以下の要点にまとめて説明した。

地方自治法第244条の2関係の改正

指定管理者制度の目的及び制度導入の観点

指定管理者選定の方法

指定管理の期間

指定管理者制度の導入に係る平成17年度の取り組み経過

管理運営事業の概要、募集要項、基本仕様書について

福祉総務課は、枚方市総合福祉センター管理運営事業等を、施設の設置目的等に則して効率的且つ効果的に達成するため、また市民サービス向上の観点等から必要とされる各業務の詳細、市として達成すべき業務の範囲・内容等について説明を行うとともに、今回の指定管理者制度導入を契機に市民サービス向上・業務効率化を図るため新たな事業として「開館日における看護師の必置」「平成19年7月以降、バスを持ち込み利用者送迎を実施すること」「老人福祉センターの開館日を現行より拡充すること」を挙げ、申請団体はこれらの業務を実施した上で創意工夫により過去3年の決算合計額を下回る経費で業務を行うよう求めているものであるとの説明を行った。

選定基準等について

事務局は、福祉総務課からの選定基準に関する具体的な説明の前に指定候補者選定方法の基本的な考え方として、「事業計画に関する内容審査」評価点及び「委託料の額」評価点をそれぞれ100点満点で行い、その後評価点を合算する「総合評価方式」とすること、また、募集要項で示した確認事項のうち特に重要と判断される「重要確認事項」については選定委員会の採点・合議により確認事項水準を満たしていない場合は、「失格」とすることとしたい旨選定委員会に諮った。委員より、「審査対象団体は1団体であるが採点は必要か」との意見が出されたが、選定委員会における協議・検討の結果、「公募である以上、審査対象団体が1団体あるいは複数の団体であったとしても、審査方法は統一すべきである」との合意がなされ、採点方法については全会一致で了承された。

福祉総務課は、募集要項で示した確認事項に対する申請団体提案内容の該当部分に関する説明並びに、「重要確認事項」の設定、その設定理由について説明を行った。

【重要確認事項】

求められる要求事項を満たすとともに、効果的に事業の実施ができる内容となっている
【老人福祉センター、市民福祉センター、作業所実施業務に関する計画】

(設定理由)

本施設の特徴を生かした市民ニーズにあった施設管理を行うため、団体の運営実績、ノウハウ等の有無等が特に重要な事柄であるため

提案内容履行にあたり、現状の管理に関する経費を上限額として提案されている
【経費に関する計画】

(設定理由)

指定管理者制度の導入目的のひとつが経費削減であるため

福祉総務課は、「重要確認事項の については、申請団体に運営実績等が既にあることから、当施設の安定的な継続が図れるものと判断できる。また、 については、過去 3 ヶ年の決算額合計は253,204,518円、提案委託料の額は237,924,000円となっており、確認事項を満たした提案内容であることから、本申請団体は失格とならないと考えている」との説明を行い、全会一致で了承された。

委員より、事務局及び福祉総務課に対して「申請団体が1団体となってしまった背景について原因をどのように考えているのか」との質問が出された。事務局は、「結果として、本施設と同種施設若しくは社会福祉施設の管理運営事業の実績を有することとした資格要件が背景ではないかと考えられる」との回答を示した。福祉総務課は「施設が老朽化しており、民間事業者にとってあまり魅力がないのではないかと考えている」と回答した。

プレゼンテーション【実施方法について】

事務局は、申請団体からのプレゼンテーションの時間を10分以内とし、プレゼンテーションソフト・ビデオ等の映像資料や追加資料の配布を一切認めず、当初に提出された事業計画書、収支予算書等に基づく口頭説明によるものに限定し、委員からの質問時間をおおむね10分程度としたい旨を選定委員会に諮り、全会一致で了承された。

施設現地視察について

枚方市総合福祉センター指定管理者選定委員会委員は、公用車に分乗して現地へ赴き、視察を行った。

[16時35分終了]

第2回 枚方市総合福祉センター指定管理者選定委員会 会議概要

開催日時	平成17年8月30日(火)10時00分～12時10分
開催場所	市役所別館4階 第2委員会室
出席者	枚方市総合福祉センター指定管理者選定委員会 委員7人 事務局:行政改革部 施設所管課:福祉総務課

【開 会】

事務局は、委員7人全員の出席を確認し、出席委員に対して委員会の成立を報告した。

【案 件】

プレゼンテーション

申請団体は、現状の施設管理業務・収支・今後の取組課題等について、選定委員会に対し説明を行った。委員との間で以下のとおり質疑応答がなされた。

委員より、「異世代間の交流を図っていくとの記載が事業計画書にあるが具体的な内容を教えて欲しい。また、高齢者以外の利用者を増やす計画はあるのか」との質問が出された。申請団体は、「現在、料理教室等はあるが単発的なもので継続的な事業は実施していない。今後は、同好会活動の中からグラウンドゴルフ・囲碁・将棋等積極的に参加してもらえよう努力していきたい」との回答を示した。

委員より、「収支予算書の内容について、送迎バスは19年度から1台持ち込みということになっているが、収支予算書の金額に変動がない理由は何か」との質問があり、申請団体は、「既に収支予算書にある費用の中に組み込んであり250万円程度増額している。金額に変動がないのはこれからの経営努力によるものである。」と回答した。

委員より、「夜間利用に対する要望はないのか。また、市民福祉センター的な役割を考えた場合、日常的に使用可能な施設であるという意識が市民の間に浸透していないのではないか」との質問があり、申請団体は、「卓球利用者の一部に要望あるようだが、本施設の性格上あまり要望あがってこない。立地及び駐車場の問題が存在する」との回答を示した。

採点について

事務局は、第1回選定委員会において了承された7人の委員それぞれが採点したものを集計して「事業計画に関する内容審査」評価点を算出すること及び「委託料の額」評価点については、本施設の申請団体が1団体であったことから100点を付与することとし、「事業計画に関する内容審査」評価点及び「委託料の額」評価点を合算し採点表集計として第3回選定委員会で示していきたい旨報告を行った。

[12時10分終了]

第3回枚方市総合福祉センター指定管理者選定委員会 会議概要

開催日時	平成17年9月7日(水)9時55分～11時10分
開催場所	市役所別館4階 特別会議室
出席者	枚方市総合福祉センター指定管理者選定委員会 委員7人 事務局:行政改革部

【開 会】

事務局は、委員7人全員の出席を確認し、出席委員に対して委員会の成立を報告した。

【案 件】

合議

事務局は、7人の委員の採点を集計し、「事業計画に関する内容審査」評価点を算出した。

「委託料の額」評価点については、申請団体が1団体のみであったことから本団体に100点を付与し、「事業計画に関する内容審査」評価点及び「委託料の額」評価点それぞれに50%を乗じた上で合算する「総合評価方式」で集計した総合評価点を選定委員会に報告した。結果については下記のとおりである。

(1)総合評価点

申請団体名称	事業計画に関する 内容審査(A)	委託料の額 (B)	総合評価点 (A) + (B)
社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	32.94 / 50	50 / 50	82.94 / 100

(2)提案委託料の額

3年度合計額 237,924,000円

社会福祉法人枚方市社会福祉協議会の提案内容については、事業計画書記載内容及びプレゼンテーション等で選定基準等の確認事項を満たしていることを確認したが、委員より、「申請団体から有料化等の進んだ提案がなされなかったことは残念である。今回の提案内容は現状維持を前提としたものであり、指定管理者として新たに管理運営を任される以上、利用者に応分の負担を求めて行くという考えや得た収入を施設の修繕費等に充てるという考えが求められるのではないか」との意見が示された。

枚方市総合福祉センター指定管理者選定委員会委員7人は、総合評価点等の結果を踏まえ、全会一致で社会福祉法人枚方市社会福祉協議会を指定候補者として選定した。

[11時10分終了]